

健康保険証の廃止に関わるQ&A

三菱鉛筆健康保険組合 2024/11/27

No	項目	質問	回答
1	健康保険証	資格取得が2024年12月1日以前ですが、保険証の発行は2024年12月1日以降にできますか。	資格取得日(本人)や認定日(家族)が2024年12月1日以前であっても、届出の健保受付が2024年12月2日以降の場合、保険証は交付されません。 健保受付期限は、11月29日(金)正午とします。
2	健康保険証	保険証は回収するのですか。	保険証は経過措置期間として2025年12月1日まで使えます。 2025年12月1日までに資格喪失した場合は回収いたします。 経過措置期間が過ぎた2025年12月2日以降はご自身でハサミを入れて処分してください。
3	健康保険証	有効期限が2025年12月2日以降の保険証を2024年12月1日以前に交付している場合、2025年12月2日以降も保険証は使用可能ですか。	交付済みの被保険者証が使用できるのは2025年12月1日までです。 ご使用できません。
4	健康保険証	2024年12月2日以降に健康保険証を紛失しました。どうすればいいですか。	紛失してしまった場合は、マイナ保険証を使用する場合でも、2025年12月1日まで使用可能な保険証を紛失していますので「被保険者証滅失届」を事業主に提出してください。届け出をした後、2025年12月1日までに紛失した保険証が見つかった場合は、滅失届を提出していますので保険証はご使用できません。事業主へ返却してください。ただし、2025年12月2日以降は保険証の使用ができませんので、紛失した場合でも届出はおりません。 マイナ保険証登録済みの方は医療機関の受付時にマイナ保険証を提示してください。 マイナ保険証未登録の方は、「資格確認書(再)交付申請書」を事業主に提出してください。有効期限内にマイナ保険証を登録してください。マイナンバー保険証の登録が完了したら、「資格確認書」は事業主に返却ください。
5	資格情報のお知らせ	「資格情報のお知らせ」とは何ですか。	法令により、2024年12月2日より現行の健康保険証の新規発行が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みとなります。 マイナンバーカードには、現行の健康保険証に記載されている資格情報(「記号・番号」「資格取得年月日」「保険者名」等)が無いため、厚生労働省からの通達に基づき、加入者のみなさまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことを目的として、「資格情報のお知らせ」で案内いたします。 記載されている資格情報とマイナンバーの下4桁に間違いがないかのご確認をお願いいたします。 ※今回の「資格情報のお知らせ」は2024年9月20日時点の当健保組合の加入者に発行しています。

健康保険証の廃止に関わるQ&A			三菱鉛筆健康保険組合 2024/11/27
No	項目	質問	回答
6	資格情報のお知らせ	マイナ保険証を持っている人は、「資格情報のお知らせ」を併せて持ち歩く必要はありますか。	<p>マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証だけで顔認証付きカードリーダー等のある医療機関を受診することが可能です。</p> <p>但し、顔認証付きカードリーダー等マイナンバーカードを読み取る端末がない施設（オンライン資格確認等システムの義務化対象外施設、経過措置対象施設等）も一部存在するため、そういった医療機関を受診する際には、マイナンバーカードと併せて「資格情報のお知らせ」も持参してください。</p> <p>※「資格情報のお知らせ」は大切に保管してください（右下部分を切り取って携帯も出来ます）。</p> <p>なお、資格情報については、「資格情報のお知らせ」だけでなく、マイナポータルにアクセスしてスマートフォン等の画面を提示することや、あらかじめダウンロードしたものを提示することも可能です。</p>
7	資格情報のお知らせ	ダウンロードした資格情報はどうやって確認できますか。	<p>使用されている端末のダウンロードフォルダに格納されます。</p> <p>詳しくはこちらをご覧ください。https://faq.myna.go.jp/faq/show/4312?site_domain=default</p>
8	資格情報のお知らせ	資格を喪失する際、または記号・番号等資格情報が変更となった場合に、今回の「資格情報のお知らせ」はどうすればよいですか？	ご自身で破棄願います（事業主への返却は不要です）。
9	資格確認書	「資格確認書」とは何ですか。	健康保険証廃止後、マイナ保険証の利用ができない方に、新たに「資格確認書」を交付します。健康保険証の代替となります。
10	資格確認書	マイナンバーカードを未取得で、今後も取得するつもりはないのですが、資格確認書は発行してもらえるのですか。何か申請は必要ですか。	<p>資格確認書は、健保組合で交付の可否を確認して発行いたしますが、現在の加入者は経過措置が終了する2025年12月1日まで引き続き健康保険証が使えますので、それまでは現行の健康保険証をお使いください。</p> <p>なお、資格確認書の交付が必要な方には、申請していただくことなく2025年11月までに健保組合から一斉配布します。</p> <p>一斉配布前に「資格確認書」が必要な場合は、「資格確認書(再)交付申請書」を事業主にご提出ください。</p>

健康保険証の廃止に関わるQ&A

三菱鉛筆健康保険組合 2024/11/27

No	項目	質問	回答
11	資格確認書	2024年12月2日以降、新生児のマイナ保険証はどのようにすればいいですか。	2024年12月2日から、対象者(乳児(満1歳未満)、紛失・破損等による再交付を希望される方、海外から転入された方、マイナンバーカード券面の追記欄がいっぱいになり、追記ができないために、継続利用ができない方、その他、ご本人の意思によらずカードが使えなくなった方等)がマイナンバーカードの交付申請を行うと原則1週間でご自宅にマイナンバーカードを届けることができる「特急発行・交付制度」が開始されます。 詳しくは、こちらをご覧ください。 https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/express_apply/ マイナ保険証による受診を希望しない場合は、保険証の代わりとなる資格確認書を交付します。
12	資格確認書	扶養家族が増えましたが、マイナ保険証を持っていません。どうすればいいですか。	従来通り、扶養認定の根拠となる情報(現況届、証明書類 https://www.mpunikenpo.or.jp/wp-content/uploads/fuyousha_tenpu.pdf)を添えて、「被扶養者(異動)届」を事業主にご提出願います。 ◆扶養対象の家族がマイナ保険証登録済みならば「被扶養者(異動)届」の<資格確認書要否欄>にはチェックしないでください。「資格情報のお知らせ」を発行しますので医療機関にはマイナ保険証を使って受診してください。 ◆マイナ保険証未登録ならば「被扶養者(異動)届」の<資格確認書要否欄>にチェックを入れて、「資格確認(再)交付申請書」も提出してください。「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」を交付します。「資格確認書」は有効期限内、従来の健康保険証と同じように使えます。
13	資格確認書	資格確認書を申請した後、資格確認書の有効期間中に、マイナンバーカードの保険証利用(マイナ保険証)の登録をした場合、資格確認書は返却するのですか。	有効期限内の「資格確認書」は返却が必要です。事業主に返却をお願いします。
14	資格確認書	マイナ保険証紛失時に交付された資格確認書の有効期限が経過するまでの間に、マイナンバーカードの再取得をした場合、資格確認書は返却するのですか。	有効期限内の「資格確認書」は返却が必要です。事業主に返却をお願いします。
15	資格確認書	「資格確認書」の有効期限は残っていますが、他の健保組合に加入することになりました。「資格確認書」は返却するのですか。	有効期限内の「資格確認書」は事業主に返却をお願いします。他の健康保険への加入、扶養家族の異動(扶養の削除)により有効期限前の「資格確認書」が不要になったときは、返却が必要です。
16	資格確認書	有効期限内の「資格確認書」を紛失しました。届出は必要ですか。	有効期限内の「資格確認書」を紛失した場合には、「資格確認(再)交付申請書」の理由欄<8:資格確認書を滅失・き損したため>に○をして事業主へご提出ください。
17	資格確認書	「資格確認書」の有効期限が経過しました。「資格確認書」を健保組合に返却しなければなりませんか。	有効期限の切れた資格確認書は利用できませんので、返却は不要です。自己の重要な情報が載っているため、各自で適切に廃棄してください。

健康保険証の廃止に関わるQ&A			三菱鉛筆健康保険組合 2024/11/27
No	項目	質問	回答
18	資格確認書	マイナ保険証を保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたい場合、資格確認書の交付は可能ですか。	資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。
19	マイナ保険証	マイナ保険証を紛失しました。どうしたらいいですか。	紛失時には、24時間365日フリーダイヤル マイナンバーカード総合窓口 (0120-95-0178)に利用停止の連絡をした上で、居住する市区町村で再発行できます。 https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_contact 再発行ができるまで、「資格確認書(再)交付申請書」を事業所担当者にご提出ください。資格確認書を発行します。
20		修学旅行にマイナ保険証を持参させるのは不安なので、資格確認書を出してもらえますか。	資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることが困難な人に対して交付するものであるため発行はできません。 修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、 マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたものや、その印刷物、資格情報のお知らせ又はその写し を医療機関・薬局に提示するといった方法により、被保険者資格の確認を行うことが可能です。
21	海外居住者	子どもが産まれましたが、海外でのマイナンバー手続きはどうしたらよいでしょうか。	令和6年5月27日より、現在マイナンバーカードを持っていない海外在住者（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）もマイナンバーカードの申請ができるようになりました。 申請方法は国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法（新規交付）ページをご確認ください。 https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/ STEP①国外転出者向けマイナンバーカードの申請（来庁/郵送） STEP②交付通知メールを受信 STEP③受取場所で受け取る（対面）